平成２４年（フ）第６７号
青森県八戸市諏訪２丁目９番３号　エステートピア203、前住所青森県八戸市江陽４丁目14番17号
破産者　荒川　直子（旧姓日登）
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
青森県八戸市小中野６丁目21番22号　３Ｆ
破産者　藪田　良二
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番９号　グレイス藤倉201号
破産者　奥山　守人
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１４号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目５番８―206号
破産者　田中　　満
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７９号
神奈川県大和市下鶴間3018番地23　ルミエール山王Ｂ―101号
破産者　鈴木　雅行
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１号
長野県上田市常磐城１丁目６番13号、住民票上の住所長野県千曲市上山田温泉３丁目50番地１　ラポー千曲1206号室
破産者　林　由貴子
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１号
岐阜県可児市土田3993番地１
破産者　曽我　京造
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７５８号
静岡市葵区長沼983番地の２　オットアルベーリ602号、住民票上の住所静岡市駿河区池田2272番地の１　メゾン聖ヶ丘510号
破産者　佐野　　充
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３号
神戸市西区学園西町７丁目３番地724―102号
破産者　堀内　久子
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
香川県さぬき市大川町富田西1535―１、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字池戸1274番地18
破産者　赤川　春夫
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
高知市高須２丁目13番19号　ＭＳ202号、申立時の住所高知市高須３丁目１番59号　カーサローズヴェールＥ１
破産者　高橋　敬二
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市吉野町3573番地42
破産者　鶴田妙咲子
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３６０７号
東京都江戸川区東葛西２丁目24―15
破産者　鈴木　義雄
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２４号
千葉県松戸市西馬橋２丁目29―２
破産者　瀬谷　　健
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２７号
埼玉県所沢市小手指町１丁目23―６―103
破産者　中山　正志
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７２８号
東京都渋谷区道玄坂２丁目16番４号
破産者　株式会社ポルトフィーノ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２５５号
東京都中央区築地６丁目26番６号
破産者　株式会社なか村
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２５７号
東京都江東区東陽２丁目３―６―311、開始決定時の住所東京都江東区南砂１丁目11―１
破産者　中村　共一
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６１９号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町535―２―Ｄ―2604
破産者　田中　康子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部